

人吉市復興まちづくり事業計画(中心市街地地区)策定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、令和2年7月の豪雨による被災を受けた本市の中心市街地地区等において、1日も早い復興・復旧を果たすために策定された「人吉市復興まちづくり計画」の実現に向け、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する「都市再生整備計画」の策定を目的とする。

まちづくり部門は高度な専門分野であり、歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりの推進と、住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化の実現に当たっては、必要な知見を持ち合わせていることに加え、限られた期間での確実かつ円滑な業務遂行能力など総合的な能力が求められるほか、市と一体となって取り組むことができる体制を備え、かつ、実績がある最適な事業者を選定する必要がある。

よって、委託事業者を選定する際には、入札方式のように単に金額による選定ではなく、業務に関するノウハウを生かした提案等が可能で、実行力を有する事業者を公募し、実績や提案等に視点を置いて評価することにより、本業務に最も適した事業者選定を可能とする公募型プロポーザル方式を実施するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名称：人吉市復興まちづくり事業計画（中心市街地地区）策定業務委託
- (2) 業務内容：別紙の仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和5年3月31日まで
 契約締結予定 令和4年11月予定
- (4) 選定方法：公募型プロポーザル方式

3 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ア 当市の現状を把握し、具体的な提案等ができること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 参加申込書提出の際にて、人吉市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年人吉市告示第52号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがな

されていないこと（ただし、裁判所からの更正手続開始決定を受けた者はこの限りでない。）。

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、裁判所からの再生手続開始決定を受けた者はこの限りでない。）。

カ 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができる者であること。

キ 本業務を一括再委託しない者であること。

ク 履行期間を遵守すること。

ケ その他、法令等に違反しないこと、又は違反するおそれがないこと。

（2）共同で本プロポーザルに参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、共同企業体（JV）を構成する者の呼称は、代表構成員、構成員とする。

ア 代表構成員は、上記「3 参加資格（1）アからケ」をすべて満たすこと。

イ 代表構成員は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つこと。

ウ すべての構成員は、上記「3 参加資格（1）アからケ」をすべて満たすこと。

4 提案限度額

9,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

※消費税及び地方消費税の税率については、10%とする。

5 主なスケジュール

現段階において予定するスケジュールは次のとおりとする。

項目	日程
公募開始	令和4年10月12日（水）
質問書の受付期間	令和4年10月19日（水）17時まで
質問回答書の公表	令和4年10月21日（金）予定
参加申込書の提出期限	令和4年10月26日（水）17時まで
参加資格者の決定（通知）	令和4年10月下旬
企画提案書等の提出期限	令和4年11月4日（金）17時まで
2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年11月中旬
事業者の決定（通知）	令和4年11月中旬
委託契約締結	審査結果の通知・公表後、直ちに行う。

※質問書、参加申込書については公募開始日から提出可能とする。

6 実施要領等の配布

(1) 配布場所

実施要領等は、市ホームページ又は市街地復興課窓口から入手すること。

(2) 配布資料

- ・実施要領、様式集及び仕様書

7 審査概要

(1) 審査基準

提出書類及びプレゼンテーション並びにヒアリングの内容について、別紙審査基準等を適用する。

(2) 審査方法

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと、並びに別紙審査基準等に掲げる事務局審査項目を基に形式審査を行った後、選定委員会において、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の2段階で審査を行うものとする。

ア 一次審査

参加申込書及び企画提案書等について各選定委員が採点し、その合計点数に基づき二次審査対象者を3者程度選定する。申込者が3者に満たない場合は、一次審査を省略できる。

イ 二次審査

（ア）選定委員会は、二次審査対象者における提案事業者名を伏せてのプレゼンテーション及び選定委員によるヒアリングを実施し、提案内容について各選定委員が採点し審査を行い、その合計点数により最優秀者及び次点者を選定する。

（イ）実施期日 令和4年1月中旬予定

※詳細は、二次審査対象者に別途通知する。

（ウ）実施場所 市が指定する場所

（エ）プレゼンテーションの順番は、参加申込受付の早い順とする。プレゼンテーションの時間は、20分以内とし、その後質疑応答を行う。1者当たりの時間は、30分程度とする。

（オ）説明に当たっては、事前に提出した企画提案書等により原則、管理責任者又は主任担当者が行うこと。業務への意欲や提案内容の具体性、実現性等を確認する。企画提案書等の中で特に強調したい項目を中心に説明すること。

（カ）最高点の者が複数の場合は、価格見積金額が最も安価な者を委託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）による点数が高かった者を委託候補者として選定

する。最高得点を獲得した候補者が辞退を申し出た場合や、下記「12 失格事項」に該当した場合は、次順位の者を委託候補者とする。

(キ) 留意事項

- a 提案事業者名を伏せてのプレゼンテーションとする。
- b 欠席の場合は、辞退したものとみなす。
- c 出席者は、管理責任者又は主任担当者を含む3人以内とする。
- d 企画提案書等の内容の訂正や記載の無い追加提案に係る説明を行った場合、提出された企画提案書等を評価しない場合がある。
- e プrezentationの際には、市でプロジェクト及びスクリーンを準備する。その他必要なパソコンやケーブル等は各自で準備すること。
- f 新型コロナウイルス感染症対策のため、WEB会議システムを活用したオンライン又はオフラインによるプレゼンテーションのいずれかを選択することができる。
- g 実施日時・場所等に変更がある場合には別途通知する。

(3) 備考

- ア 審査の結果、評価の合計点が6割未満の場合は委託候補者として選定しない。
- イ 参加資格者が1者のみの場合も評価を実施し、評価及び事業者の選定は前記と同様の方法で行う。

8 参加申込書及び企画提案書等提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。
参加資格を認定したすべての参加申込者に対して、公募型プロポーザル方式参加資格確認通知書（様式5）及び企画提案書等提出要請書（様式6）により通知する。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加申込書（様式2）
- (イ) 会社概要書（任意様式）

事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等
が把握できるもの

- (ウ) 業務実績書（様式3）※業務実績の契約書類写し添付
- (エ) 業務体制表（様式4）※業務体制全体図（任意様式）添付
契約締結後における業務の実施体制（管理責任者、主任担当者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等）について記載すること。

イ 提出部数

提出部数は、(ア)及び(イ)は正本1部、(ウ)及び(エ)は10部（正本1部、副本9部）とする。副本については、いずれのページにおいても提案事業

者名、商標等企業名が特定できないものを提出すること。

ウ 提出期間

令和4年10月12日（水）から令和4年10月26日（水）（土・日を除く。）

午後5時までとする。

エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、令和4年10月26日（水）午後5時まで（郵送の場合、必着）に提出すること。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。

オ 提出先

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

（2）企画提案書等の提出

ア 提出書類

（ア）企画提案書（様式7）及び企画提案書「別紙」（任意様式）

企画提案書「別紙」については、仕様書をもとに、業務実施に向けた基本的な考え方、効率的かつ効果的な具体的実施方法、歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりの推進及び住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化の実現のための視点等、必要な事項を具体的に記載すること。

【提案課題】

a 都市再生整備計画作成に係る提案

計画の作成に当たり、どのような資料を作成し、どのような調査を行うかなどについて、分かりやすく記載すること。

b その他PR及び独自提案がある場合は、企画提案書「別紙」とは別に5ページ以内で、企画提案書「別冊」として添付可能とする。

（イ）都市再生整備計画の作成作業スケジュール（任意様式）

実施スケジュールと役割分担が具体的に分かるように提案すること。

（ウ）見積書（任意様式）

次の3点が分かる記載とすること。

a 仕様書の業務内容に基づき、具体的な積算内訳を記載すること。

b 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を含む額とすること。

c 仕様書の業務内容に応じて一部再委託予定のものがある場合は、その旨を記載すること。

イ 作成上の留意点

（ア）原則、簡易なA4ファイルで提出すること。

（イ）文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。

- (ウ) 企画提案書「別紙」は、表紙、目次を除き両面印刷とし、15ページ以内とすること。
- (エ) 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とする。
- (オ) 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- (カ) 提案書の下段余白中央にページ番号を付けること。
- (キ) 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同じページ内に注釈を付けること。
- (ク) 企画提案書「別紙」の表紙には、タイトル（人吉市復興まちづくり事業計画（中心市街地地区）策定業務委託）、提出年月日を記載し、正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- (ケ) 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。 なお、見積書の宛先は、「人吉市長 松岡 隼人」とすること。

ウ 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各10部とすること。副本については、いずれのページにおいても提案事業者名、商標企業名が特定できないものを提出すること。

エ 提出期限

令和4年11月4日（金）（土・日・祝日を除く。）午後5時とする。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、令和4年11月4日（金）午後5時まで（郵送の場合、必着）に提出すること。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。

カ 提出先

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

（3）参加辞退届の提出

参加申込書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次のように提出すること。

ア 提出書類

参加辞退届（様式8）

イ 提出期限

令和4年11月4日（金）午後5時（郵送の場合、必着）とする。

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

エ 提出先

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

（4）質疑の受付及び回答

参加申込み及び企画提案に関する質疑については、質疑受付期間中に受け付ける。

質疑書（様式1）に質疑内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること（審査及び評価に係る質疑、電話及び口頭での質疑は受け付けない。）。

※電子メールの件名には、質疑の回数と事業者名が分かるようにすること。

なお、質疑書提出後、必ず電話により受信確認を行うこと。

ア 受付期間

令和4年10月12日（水）から令和4年10月19日（水）（土・日を除く。）

午後5時までとする。

イ 回答方法

令和4年10月21日（金）に当市ホームページへ掲載する。

なお、質疑のあった事業者名は公表しない。

ウ 提出先アドレス及び確認先電話番号

人吉市役所復興建設部市街地復興課

メールアドレス：shigaitifukkou@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111（内線2222）

9 提出された書類の取扱い

（1）提出書類の返却は行わない。

なお、本件に係る情報公開請求があったときは、人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

（2）提出書類は、選定に必要な範囲において複製を行うことがある。

（3）提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

（4）提出書類に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 参加資格の審査及び結果の通知

（1）参加申込みの資格審査は、選定委員会が行う。

参加申込書等を「3 参加資格」により審査し、その結果を令和4年10月下旬に通知する。

（2）参加資格がないと認めた者が説明を求めることができる期間

ア 参加資格がないと通知した日から令和4年11月7日（月）まで（土・日・祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ アについての回答は、令和4年11月15日（火）までに書面により回答する。

11 非選定理由に関する事項

- (1) 提出された企画提案書等が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を通知する。
- (2) (1)の通知を受けた者は、人吉市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- (3) 提出期間については、非選定の通知時に別途連絡する。
- (4) 提出場所
人吉市役復興建設部市街地復興課
- (5) 提出方法
非選定の説明を請求する場合は、書面(任意様式。ただし、A4判サイズとする。)を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内に必着のこと。)により提出すること。なお、電話、口頭によるものは受け付けない。
- (6) 回答方法
提出期限日の翌日から起算して14日以内に請求者へ郵送により回答する。

12 失格事項

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 各書類の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 企画提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (4) 価格見積の金額が提案限度額を超える場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 経費負担

プロポーザルに参加するための一切の費用は、参加事業者の負担とする。

14 契約の方法

最優秀となった者と提案限度額の範囲内で業務委託の契約交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合は、次点者との交渉を行うものとする。

15 その他

- (1) 公募型プロポーザル方式は、委託事業者を選定するものであることから、具体的な作業は提案等に記載された内容を反映しつつも、当市との協議に基づいて実施すること。また、コスト縮減・機能向上を図るために協議を行う予定である。
- (2) 契約書作成の要否 「要」

- (3) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (4) 提出された書類は、本件の審査以外には使用しない。
- (5) 提出された書類は、人吉市情報公開条例（平成13年人吉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となる可能性がある。
- (6) 参加申込書及び企画提案書等は、1者につき1提案に限る。
- (7) 審査結果は、書面により通知する。なお、二次審査結果は、原則として公表する。
- (8) 参加申込書及び企画提案書等は、提出後の差替え、追加及び再提出は認めない。
ただし、市から指示があった場合を除く。
- (9) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (10) 一定の適格性を満たす提案者がないときは、事業者を選定しない場合がある。
- (11) 業務上の留意事項

参加資格等に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないこと、若しくは既に支払っている委託料の一部又は全部を返還させ、又は損害賠償を求めることがあるので十分留意すること。

16 事務局

人吉市復興まちづくり事業計画（中心市街地地区）策定業務委託事業者選定委員会
事務局

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町7番地1

人吉市役所復興建設部市街地復興課（市役所2階）

メールアドレス：shigaitifukkou@hitoyoshi.kumamoto.jp

電話番号：0966-22-2111（内線2222）

FAX：0966-24-5929

17 別記様式

別添のとおり

審査基準等

評価項目		評価基準	審査主体	審査段階	配点
1 業務実施体制	(1) 人員及び実績	ア 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有しているか。【調査実績】	事務局	形式審査	10
	(2) 見積金額	ア 適正な見積金額が提示されているか。【業務コスト】			15
2 業務実施方針	(1) 提案内容	ア 提案内容に説得力があるか。実施方法等、妥当な提案がされているか。【具体性・妥当性】	選定委員会	一次審査	10
		イ 提案内容のスケジュールが具体的かつ現実的であるか。【実現可能性】			10
		ウ 提案内容が、図表やイメージ等を効果的に使って分かりやすく、かつ的確に表現されているか【平易性】			5
		エ 復興まちづくりの目標や、まちなかグランドデザインを踏まえた視点のアイデアであるか。仕様書に示された事項以外に、独自の視点から本市にとって有益な提案がされているか【関連計画への貢献性・先見性（独創性）】			10
		オ 「人吉市復興まちづくり計画」における課題及び取組に対する目標・指標設定の考え方が、具体的かつ定量的に示されているか。国の求める事業効果の測定に対応した調査方法や分析方法が提案されているか。【効率性・事業効果の測定】			10
	(2) 業務内容の総合的理解度	ア 総合的に本業務の目的及び内容等の理解度が高く、業務実施の方向性が的確かどうか。【理解度、専門性、将来性、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力】	二次審査	30	
		合 計			100